

ハローワークの市場化テストに関する主な論点の議論の状況について(未定稿)

No.	項目	厚生労働省の考え方	残る論点と今後の方向性(事務局案)
1	【官民の窓口の併設】 官民の職業紹介窓口を併設することの適否について	<p>○ 今回の市場化テストにおいては、以下の点等を前提として、<u>官民の窓口の併設をして市場化テストを実施</u>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 併設に伴う懸念事項(官が監督者かつ競争者となることによる利害相反の問題、官民併設の併設・窓口の自由選択による混乱の防止、等)について、今後、懸念を回避するための具体的方策(利害相反が起きない形での監督・調整窓口の設置、利用者の立場に立った連携・協力のための適切な意見・情報交換の場の設定、第三者機関による評価等)を検討し、実施要項の策定までに結論を得る。 	
2	【民間委託の対象範囲】 「失業認定を厳正に行うための職業紹介」を官のみが行うことの適否について	<p>○ 4週間に1度の失業認定を行う際に実施する職業相談又は職業紹介(以下「職業紹介等」という。)は、失業認定の一環として行っている職業紹介等であり、引き続き官の窓口で実施する必要がある。これを民に委託することは、以下の問題あり。</p> <p>① 失業認定と失業認定の一環として行っている職業紹介等は、相互に指示し合うものである。このため、失業認定の一環として行っている職業紹介等の業務が民間委託された場合、当該指示については、公共職業安定所長から受託事業者への業務遂行方法の個別具体的指示となるものであり、また、諾否の自由もないことから、厚生労働省所管法である労働者派遣法に規定する他人の指揮命令に該当するものであり、適正な請負事業として実施できない。</p> <p>② ①の問題点をクリアーするため、失業認定と失業認定の一環として行っている職業紹介等を分離し、</p>	<p>○ <u>失業認定を行う際の職業相談又は職業紹介についても、官でなく民(受託事業者)が行うことによる弊害が不明確</u></p> <p>→ <u>官民のイコールフットリングに係わる問題</u>。従って、厚生労働省との間で、<u>なるべく早期に方向性を明確にする必要あり</u></p>

		<p>後者を適正な請負業務として実施することは、失業認定業務の適格性の観点から問題あり。</p> <p>③ 失業認定の具体的方法に関し、不正受給の見分け方についてまでも、受託企業に情報開示する必要があり、犯罪捜査方法の開示と同様、情報管理の面で問題あり。</p> <p>○ 雇用保険受給者に対する職業紹介等には、失業認定の一環として行っている職業紹介等と、再就職促進のための職業紹介等があり、後者については、厚労省としても、雇用保険受給者に民間事業者の職業紹介等も積極的に利用していただきたいと考えている。その際、イコールフットイングへの影響を避ける必要があると考えており、そのため、例えば受給者説明会や認定窓口で、受託事業者の職業紹介窓口を周知するなど、具体的な対応を検討する。</p> <p>○ 雇用保険受給者は、求職のため月3～4回程度はハローワークを訪れることが通常であり、4週間に1度の失業認定の際に官が職業紹介等を実施しても、受託事業者の職業紹介窓口は十分利用される。イコールフットイングの問題については、官民比較の評価の対象から、失業認定の一環として行っている職業紹介等を除外することによって対応可能と考える。</p> <p>○ 雇用保険受給者は一般に、それ以外の求職者より就職困難度が高いことから、受託事業者が雇用保険受給者を忌避することが心配である。</p>	
--	--	--	--

3	【ネットワーク】	○ 求人・求職情報等の取扱い については、今後の 具体的制度設計の中で、 <u>官民のイコールフッティングを確保</u>	
3-1	【求人情報】 非公開の求人情報を受託事業者に提供する際の求人企業の同意の要否について 求人情報の提供方法等	○ 求人情報を、受託事業者に提供することについて、企業の同意を得ずに、受託事業者に提供することは、今後の業務運営に支障が生ずるおそれ(経済団体や個別の企業からも強い要請あり)がある。具体的にはセーフティネットとしての求職者の就職実現の大前提となる求人の確保が、実態として困難となるケースが生ずることが懸念され、受託事業者に提供する情報について、企業の同意を取ることは不可欠。 ○ 厚生労働省としても、イコールフッティングを確保できるよう、求人企業からの同意を極力取れるよう努力する。あわせて、受託事業者の信頼性を高めるため、入札資格は厳格化する。 ○ 求人情報は、CD-ROM 等によって全国の情報を毎日受託事業者に提供。媒体については、CD-ROM 以外の可能性についても今後検討。	○ <u>受託事業者は、官の監督下において公共サービスを実施する者であることを踏まえると、求人企業からの同意がなくても求人情報を提供することは可能</u> → <u>官民のイコールフッティングに係わる問題。厚労省との間で、なるべく早期に方向性を明確にする必要あり</u> ○ 今後の分科会及び入札監理小委員会での審議において、イコールフッティングの確保の観点から具体的に検討していく
3-2	【求職情報】 求職情報の共有について	○ 求職情報は、本人の了解が得られた場合、受託事業者との間で相互に共有することはあり得る。	○ <u>受託事業者は、官の監督下において公共サービスを実施する者であることを踏まえると、求職者からの同意がなくても求職情報を提供することは可能</u> → <u>官民のイコールフッティングに係わる問題。厚労省との間で、なるべく早期に方向性を明確にする必要あり</u> 。

3-3	【その他の情報】 企業指導情報の受託事業者への提供の可否について	○ 秘匿度の極めて高い情報であり、また、職業紹介に用いるものでもないため、提供は不可。 ○ ただし、企業に関する情報を別途提供できるよう工夫する。	○ ハローワークの有する企業情報のうち、どのような情報が民に提供可能かについて、基本的には、官が職業紹介に用いることができる情報は民にも提供するとの観点から、今後、具体的に検討を進める必要があるのではないか
4	【法令改正】 法特例措置の要否について	○ 「人材銀行と同様の特例措置」以外の特例措置には特段不要と考えている。	○ 「人材銀行と同様の特例措置」以外の特例措置の必要性について、関係法律の公共職業安定所や職業紹介等に係る各規定について、個別具体的な検討を早急を実施する必要あり
5	【実施施設】 東京(23区内)2所の具体的な箇所について	○ 規模、地理的要因、レイアウト、諮問会議における大臣発言等の事情を総合的に勘案・検討し、渋谷所及び墨田所を予定しているところ。	○ 具体的な箇所の決定に当たっての選定基準や具体的な場所について、 <u>厚生労働省の考えを十分に聴取して、検討</u>
6	【今後のスケジュール等】 <u>事業実施までのスケジュール</u>	○ スケジュールについては、法の特例措置の手当て、詳細な制度設計及び準備、部門の見直し・庁舎のレイアウト変更など十分な準備期間が必要。	○ <u>今後、早急に検討する必要あり</u>
6-2	<u>円滑な引継ぎのための措置</u>	○ 民間事業者への円滑な業務引継ぎを可能とするため、以下を含む措置を検討する。 ① 業務開始前において、民間事業者の職員が官の業務の現場で業務の流れを実地に理解・把握できるようにするための措置。 ② 業務開始後において、官民の適切な関係を保ちつつ、委託契約に定められた責務を確実に実行していただく範囲で、民間事業者の職員が業務のやり方に関する必要な照会・相談を行うことが出来る窓口の設置。 ③ 公共サービス改革法上の守秘義務の解釈の明確化。 注) 厚生労働省から、②については民が過度に依存しないような形とすべき、また、①の対応を②の対応より重視すべきとの意見あり。	

7	【民間委託の対象範囲】 「チーム支援の対象者」を官のみが取り扱うことについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「チーム支援の対象者」は、個別の就職支援計画に基づき、担当制による就職支援を行うものであり、官の窓口で行うこととしている。 ○ 「チーム支援の対象者」が、受託事業者による職業紹介を希望する場合には、利用可能。 	○ 「チーム支援の対象者」が受託事業者による職業紹介を利用することも可能とのことであり、現時点では、厚生労働省の回答を前提に検討を進めることとして差支えないのではないか。
8	【求職者の選別】 求職者の選別を回避する仕組みについて	○ 窓口利用者に対するアンケートの義務付け、ディスプレイ方式の導入等の仕組み等を検討しており、これ以外の方策も検討。	○ 今後の分科会及び入札監理小委員会での審議において、具体的に検討。
9	【求人求職情報の管理】 求人求職情報の適正利用、守秘義務についての行為規制について	○ 適正利用のルールの周知、不適正利用に関する相談・苦情窓口の設置、電子媒体の複製の禁止等の仕組みを検討しており、これ以外の方策も検討。	○ 今後の分科会及び入札監理小委員会での審議において、具体的に検討。
10	【入札参加資格等】 一定数の正社員の確保、労働法令違反企業の排除について	○ 職業紹介に関する知識経験を有する者であって、必要な数の正規雇用の者を専任として配置すること、労働者の働く環境や職業の安定に関わる法令の違反などを行った企業を排除することを念頭。	○ 「人材銀行」の実施要項においても議論されたことであることを踏まえ、その必要性や適否について、今後の分科会及び入札監理小委員会での審議において、具体的に検討。
11	【イコールフッティングの確保・創意工夫】 イコールフッティングの確保・創意工夫について	○ 可能な範囲で民間事業者の創意工夫を阻害しないような仕組みとしたい。	○ 今後の分科会及び入札監理小委員会での審議において、具体的に検討。